

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、瑞浪市「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例別表に定める検討会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 「人・農地プラン」の作成に必要な取組事項に関すること。
- (2) 「人・農地プラン」の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、「人・農地プラン」の施策に関すること。

(組織)

第3条 委員は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 瑞浪市農業再生協議会から推薦を受けた者
- (2) 瑞浪市農業委員会から推薦を受けた者
- (3) 陶都信用農業協同組合から推薦を受けた者
- (4) 岐阜県東濃農林事務所から推薦を受けた者
- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者
- (6) 女性農業者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、過半数の委員の出席又は委任がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、農林課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に瑞浪市「人・農地プラン」検討会の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。